

令和 8 年度 石川県会計年度任用職員の募集案内

石川県立七尾産業技術専門校

会計年度任用職員とは、地方公務員法第 22 条の 2 によって定められる一般職の地方公務員で、非常勤の職員です。

1 募集区分、勤務場所、主な職務内容及び採用予定数

区分	勤務場所	主な職務内容	採用予定数
常勤的 非常勤職員	七尾産業技術専門校 (七尾市津向町)	舎監 ・ 寮の宿日直、定時校内巡視業務	2 名

※上記以外の県の会計年度任用職員の募集については、県のホームページ又はハローワーク等でご確認ください。別の募集との併願は可能です。

2 勤務条件等

項 目	内 容
任 用 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで ※勤務成績が良好な場合、翌年度に再度任用されることがあります。再度の任用は原則 2 回まで（最長で令和 11 年 3 月 31 日まで）
勤 務 時 間	原則として月に 15 日勤務。（隔日勤務、平日は 17:00～翌朝 8:30、土日祝日は 7:30～8:30 及び 17:00～18:00、夏期等閉寮期間は土日祝日勤務に同じ。）
休 日 等	週 1 回
報 酬 等	報酬月額 170,400 円（予定） ※報酬月額は、学歴・職務経験等を考慮して決定します。 ※その他、期末手当（R8 年度 6 月期：0.37875 月、R8 年度 12 月期：1.2625 月）、勤勉手当（R8 年度 6 月期：0.31875 月、R8 年度 12 月期：1.0625 月）、通勤手当相当額が支給されます。 ※報酬月額や期末手当等は条例改正等により変更される場合があります。
休 暇	年次有給休暇、夏期休暇、忌引休暇 等
社会保険等	地方公務員共済組合、厚生年金保険、雇用保険が適用されます。公務上又は通勤による災害についての補償制度があります。
服 務	地方公務員法上の各規定が適用され、かつ、懲戒処分の対象となります。 （例）法律及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務 等 採用後 1 か月間は条件付採用期間とし、この期間良好な成績で勤務した場合、正式に常勤的非常勤職員として採用されます。

3 応募資格

次のいずれにも該当しないこと（地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しないこと）

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 石川県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 応募方法

指定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、次の宛先に持参又は郵送してください。

（宛先）

〒926-0853

石川県七尾市津向町へ部 34 番地

石川県立七尾産業技術専門校 庶務課

Mail: nanagi@pref.ishikawa.lg.jp

※持参又は郵送の場合は封筒の表に「石川県会計年度任用職員希望」と明記してください。

5 応募期間

令和8年1月20日（火）から令和8年2月13日（金）まで（郵送の場合、消印有効）

※窓口での受付時間は、9時から16時45分までとなります。

※土曜日・日曜日・祝日等の閉庁日は受付を行いません。

6 選考試験

(1) 選考方法

応募用紙をもとに、面接試験を行います。

(2) 面接日

追って面接日時をご連絡します。

(3) 内定

選考試験の結果については、面接後約2週間以内にご連絡をします。

7 その他

- ・提出された書類は一切返却しません。
- ・提出書類及び選考試験時に取得した個人情報、採用事務以外の目的には一切使用しません。

<問い合わせ先・応募先>

〒926-0853

石川県七尾市津向町へ部 34 番地

石川県立七尾産業技術専門校 庶務課

TEL 0767-52-3159

FAX 0767-52-4697

Mail nanagi@pref.ishikawa.lg.jp